

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月30日
【会社名】	トモニホールディングス株式会社
【英訳名】	TOMONY Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO（最高経営責任者） 遠山 誠司
【本店の所在の場所】	香川県高松市亀井町7番地1
【電話番号】	087-812-0102
【事務連絡者氏名】	専務取締役経営企画部長 高橋 邦明
【最寄りの連絡場所】	香川県高松市亀井町7番地1 トモニホールディングス株式会社 経営企画部
【電話番号】	087-812-0102
【事務連絡者氏名】	専務取締役経営企画部長 高橋 邦明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第5期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金4円

配当総額 608,156,852円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下「改正会社法」といいます。）により新たに導入された監査等委員会設置会社へ移行するために必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。また、監査等委員会設置会社への移行に伴うガバナンス体制の見直しの一環として、役付取締役の変更・追加をいたします。

改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役に付きましても、責任限定契約を締結することができるように、定款の一部を変更するものであります。

上記の各変更に伴い、条数の変更等を行ったほか、現行定款を全面的に見直し、項番号及び表現の一部変更等、所要の変更するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

柿内慎市、遠山誠司、高橋邦明、山川廣一、森 真一、蒲生欣史、吉岡宏美及び下村正治の8氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

多田 桂、大西俊哉及び大平 昇の3氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

田中健治氏を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額2億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額5,000万円以内）と定めるものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額5,000万円以内と定めるものであります。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、第6号議案で承認可決された報酬等の額とは別枠で、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年間の年額金7,000万円以内の範囲で割り当てるものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	1,222,905	4,415	250	(注)1	可決 99.6
第2号議案 定款一部変更の件	1,225,597	1,723	250	(注)2	可決 99.8
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件 柿内 慎市 遠山 誠司 高橋 邦明 山川 廣一 森 真一 蒲生 欣史 吉岡 宏美 下村 正治	1,199,635 1,207,858 1,207,748 1,207,758 1,207,758 1,207,758 1,207,757 1,207,758	27,685 19,462 19,572 19,562 19,562 19,562 19,563 19,562	250 250 250 250 250 250 250 250	(注)3	可決 97.7 可決 98.3 可決 98.3 可決 98.3 可決 98.3 可決 98.3 可決 98.3 可決 98.3
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 多田 桂 大西 俊哉 大平 昇	1,225,260 1,086,254 1,225,263	2,060 141,066 2,057	250 250 250	(注)3	可決 99.8 可決 88.4 可決 99.8
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 田中 健治	1,200,263	27,057	250	(注)3	可決 97.7
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件	1,225,193	2,127	250	(注)1	可決 99.8
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	1,225,745	1,575	250	(注)1	可決 99.8
第8号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件	1,218,647	8,673	250	(注)1	可決 99.2

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権数は加算していません。

以上